

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	27	年度
事業番号	780		事業名	竹林整備事業		
担当課	産業観光課		担当係	林業水産係		
総合計画に最も関連ある施策	施策	5	活力ある産業づくり	連絡先	0858-76-0208	
	施策体系	1	農林水産業の振興	事業区分	□新規 ■継続	
	主な事業	農地の荒廃防止と有効活用を図る				
予算区分	款	5	農林水産業費	事業実施主体	■八頭町 □その他	
	項	2	林業費			
	目	2	林業振興費	計画期間	開始	H20
	事業	780	竹林整備事業		終了	H29

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載 竹林所有者		
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載 竹林所有者のタケノコ生産意欲の向上、美しい景観を維持する意識の向上を図る。		
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載 手入れの行き届いていない放置竹林を適正な成立本数に整備することで、タケノコ生産量の増加、景観美化を目標とする。 【整備面積目標】 H25:6ha H26:5ha H27:5ha		
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載 竹林所有者(要望者)が施業実施者(業者)を事業実施に係る契約を締結した上で、町に交付申請を行う。その後、町が県に交付申請を行い、交付決定後に事業を実施(竹の間伐、竹のテップ化、林内作業道の開設等)する。事業終了後は、町が現地検査(間伐本数の確認、作業道の幅員・延長の確認)を行い、適正に業務が実施されたことを確認する。		
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載 整備後のタケノコ生産活動の活発化やタケノコ加工施設の有効活用、更には竹林所有者(生産者)の経済力の向上を図る。また、事業実施後も竹林を放置することなく、適正な維持管理を継続し、多年にわたり産業として発展する。		
根拠法令等	4	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし	法令等名→ 森林環境保全税関連事業費等補助金交付要綱

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし	
	A	ha	竹の間伐面積	
	B	m	林内作業道の延長	
	C			
	D			
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし	
	A	ha	竹の間伐面積	
	B	m	林内作業道の延長	
	C			
	D			

4 コスト

区分		単位	24年度	25年度	26年度		27年度		28年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	ha	4	6	5	5	5	4	5
	B	m	437	1,828	600	900	600	934	600
	C								
	D								
成果指標	A	ha	4	6	5	5	5	4	5
	B	m	437	1,828	600	900	600	934	600
	C								
	D								
トータルコスト		千円	16,166	26,838	28,600	25,603	28,600	23,023	36,688
担当職員数		人	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
職員人件費		千円	820	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
事業費		千円	15,346	25,238	27,000	24,003	27,000	21,423	35,088
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円	13,730	21,252	24,000	21,370	24,000	19,155	31,188
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
	一般財源(単町費)	千円	1,616	3,986	3,000	2,633	3,000	2,268	3,900

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 27 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)	放置されている竹林を整備し、タケノコの生産増加や景観美化の推進を図った。また、伐採した竹をチップ化(パウダー)にし、竹材の有効活用(農業肥料等)を推進した。
	成果(具体的に)	
	整備面積: 4.3ha、林内作業道: 934mを整備し、概ね目標達成した。	

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	13	20	①必要性が高い	例年、住民等から整備の要望があり、一定の必要性が認められる。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	13	20	①町が行わないといけない	単県の間接補助事業であり、町の事務処理等は必須である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いのか)	7	20	①効率的である	事業費の80%を県負担分、10%を町負担分として助成しているが、町負担分における嵩上げ等については、十分に検討する余地がある。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	竹林の維持管理等の責任は、原則地権者にあるが、竹林整備の意識低下防止や過疎・高齢化等による放置竹林の拡大抑制に努めなければならない。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	竹林を整備し、林内作業道を開設することにより、維持管理やタケノコの収穫等を行ううえでの労力軽減が図られている。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
3	1、拡充する	80点以上	59	放置竹林の拡大が懸念される中、事業を継続し、放置竹林の抑制をしなければならない。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	評価点による判定	
	4、見直しの上縮小する	40～49点	3	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
3	1、拡充する	手入れの行き届いていない放置竹林を健全な状況に整備することは、タケノコ生産量の増加や景観美化を図ることにつながり、特にタケノコ生産においては、地域産業の活性化を図るために重要な取組であると考えている。本事業は、補助対象事業費の80%を県が補助する制度となっており、県の支援を受けながら、健全な竹林とするための初期整備に対する財政支援を行うことによって、竹林所有者の経済的負担を軽減し、タケノコの生産意欲の向上を促進させる効果があると考えている。近年、各年度において、竹林の間伐や竹林内作業道の整備が一定程度行われており、タケノコ生産量にもその成果が表れているように見受けられる。他方、課題としては、補助制度活用後の竹林所有者による継続的で適正な維持管理が挙げられるが、今後も、事業実施前における補助事業者に対する目的意識の確認を徹底して行うなど、効果的な事業実施となるよう努めるとともに、町分の設定補助率の検討を行うなど事業の効率化も推進されたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所
	事業実施後の持続した維持管理等
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか
	県や町等によるフォローアップ等や住民等に対しての放置竹林への意識向上の推進